

会 議 の 名 称		嬉野町塩田町合併協議会第 4 0 回会議	
開催日時		平成 1 7 年 1 2 月 2 日 (金) 1 8 時 0 0 分開会 ・ 1 9 時 1 0 分閉会	
開催場所		嬉野町公会堂	
議長氏名		谷口太一郎	
出席・欠席者氏名		別紙「出欠者名簿」のとおり	
事務局氏名			
会 議 事 項	1 議題 別紙		2 会議結果 別紙
会議の経過		別紙のとおり	
会 議 資 料			
その他の必要事項			
会 議 録 の 確 認			
年 月 日 議長 署名人 署名人			

1 開 会

中島事務局長 皆さんこんばんは。昼間の大変お疲れのところ、御苦労さんでございます。

それでは、ただいまから嬉野町塩田町合併協議会第40回を開催させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、15番小原委員様、19番黒岩委員様、20番山崎委員様、3名様につきましては欠席の連絡が入っております。

協議会委員20名に対しまして、17名の出席をいただいております。協議会規約第9条第1項の規定により、委員の半数以上の出席要件を満たしておりますので、報告をいたします。

それでは、会長のあいさつをお願いいたします。

谷口会長 皆様こんばんは。本日は随分冷え込んでまいりましたけれども、いよいよ師走に入りまして、第40回の嬉野町塩田町合併協議会ということで御案内申し上げましたところ、委員の皆さんには大変お忙しい中に御参集いただきまして、ありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。

今、会場に、「誕生します 嬉野市」というポスターが張ってございます。唐泉山と塩田川、両町をつなぐシンボルが掲げられておるところでございますけれども、このポスターが今両町に張り出されておるところでございます。新しく誕生します嬉野市が大きく成長してくれればというふうに期待をしておるところでございます。

また、先日新聞を見ておりますと、塩田町さんの方では子ども議会が開会されたというニュースが載っておりました。その中で、久間小学校の子供たちが、合併についてもいろいろ意見を出していただいたということでございまして、子供たちもこの新しい自治体の誕生に期待をしてくれているのではないかなというふうに思います。

合併協議会もあとわずかでございますけれども、どうか充実した協議をお願いいたしまして、簡単ですけど、ごあいさつを終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れさまでございます。

それでは、早速でございますけれども、議事録署名委員の指名を行わさせていただきます。

本日の議事録署名委員につきましては、5 番鐘ヶ江委員様、13番峯川委員様をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入ります。

まず、報告事項、報告第37号 嬉野町塩田町合併協議会第39回会議結果について、事務局より報告をお願いします。

中島事務局長 1 ページをごらんいただきたいと思います。

報告第37号 嬉野町塩田町合併協議会第39回会議結果についてでございます。

1 点目、報告事項でございます。

報告第34号 嬉野町塩田町合併協議会第38回会議結果について、報告第35号 新市の市長職務執行者について、報告第36号 合併までに調整する事項の調整内容について、以上3件について報告をいたしております。

2 点目、協議事項でございます。

協議第62号 新市の市章について、協議第64号 平成17年度嬉野町塩田町合併協議会事業計画の変更について（第2回）でございます。以上2件について原案のとおり確認をいただいております。

以上でございます。

谷口会長 ただいま報告第37号について説明があったところでございます。何か御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということでございますが、報告第37号につきましては事務局報告どおりで御承認いただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように確認をさせていただきました。

次に、報告第38号 新市の施設の名称の取扱いについて、総務専門部会長より報告をお願いします。

総務専門部会 2 ページをお願いします。

報告第38号

新市の施設の名称の取扱いについて

新市の施設の名称の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年12月2日

嬉野町塩田町合併協議会

会 長 谷 口 太 一 郎

3 ページお願いします。

別紙といたしまして、新市の施設の名称の取扱いについて。

合併後の公共施設の名称については、原則として現行の名称を基本とし、住民にわかりやすいように下記基準を踏まえ統一をいたしております。

まず 1 番目に、「町名又は町立が冠されているものについては、「嬉野市（立）」に置き換える。」というのでございます。

(1)といたしまして、「施設等の名称の最初には「嬉野市」を付ける。」。例といたしまして、現在の「塩田町コミュニティーセンター」は「嬉野市コミュニティーセンター」に置きかえるというのでございます。

(2)「施設等の名称の最初には「嬉野市立」を付ける。」。例といたしまして、「塩田町立五町田小学校」は「嬉野市立五町田小学校」と名称を置きかえるというのでございます。

2 番目といたしまして、「類似した名称の施設については、区別がつき、かつ、所在地が明らかになるように旧町名（「町」の文字は削除する。）を付ける。」というのでございます。例といたしまして、「塩田町学校給食センター」は「嬉野市塩田学校給食センター」、また、「嬉野町学校給食センター」は「嬉野市嬉野学校給食センター」と置きかえるというのでございます。

3 番目といたしまして、「1 及び 2 にかかわらず、利用者が地区の住民に限られるような施設等については、旧町名を省略することができる。ただし、市内に類似目的の施設等があるものについては、旧町名を付ける。」というのでございます。例えば、公園とか公営住宅をそういうふうに掲げております。

4 ページをお願いします。

4 ページから 7 ページにつきましては、それぞれ施設の名称についての主

な施設の一覧表ということで、ここに掲げております。

訂正をお願いします。4ページの小学校のところで、嬉野町立轟小学校のところで、町名が「嬉野市」となっておりますので、「嬉野町」に訂正をお願いいたします。

以上、新市の施設の名称の取扱いについて報告をいたします。

谷口会長 ただいま報告第38号として、新市の施設の名称の取扱いについて報告があったところでございます。

何か御意見ございましたらお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということでございますが、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

田口委員 2番の田口でございます。

この名称そのものには特別ありませんが、ただ、公民館の例の一つとってみます。「嬉野町中央公民館」というのがあります。これが、塩田の場合は「嬉野市中央公民館」とかなりますね。やはりここには一つの愛称といいですか、そういうものをつけないと、例えば、嬉野の方が「中央公民館」と聞いたときは今までの中央公民館だと。これが、「嬉野市中央公民館」と聞いたときに、実際は塩田であつとったと。集合時間が決められとった場合、非常にそこら辺で間違いが起きるんじゃないかと思うわけですね。ですから、嬉野の場合は「中央」は取ってあるわけですね。そして、塩田の公民館には「嬉野市中央公民館」とつけてあるわけです。

そういったところで、正式名称はこれでいいかもわかりませんが、一つの愛称ですか、そういうものを広く住民に伝えないと、非常にこのところは間違いが起きるんじゃないかという気がしますので、そういったところはどうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

谷口会長 ただいま田口委員の方から御提案等があったわけでございますけれども、専門部会の方から答弁をお願いします。

総務専門部会 ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かに、そういうようなことがございますけれども、一応、現名称が住民に浸透していることを配慮しながらも、やはり新市の一体性を確保することを念頭に施設の名称を決定しております。ここで言う名称とは、条例に基づ

く公称のことで、実際には簡略した名称や愛称で標榜等を行うとともに、住民に混乱がないように、広報紙等で十分周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

田口委員 体育施設の場合、塩田町が15億円の特例債を使って体育館をつくる計画があります。そのときに、現在の嬉野町体育館は「嬉野市体育館」ですね、社会体育館とかなんとかは別として。塩田にできた場合にはどうなるのか、そういうところもあわせてお願いしたいと思います。

谷口会長 よろしいでしょうか。専門部会の方から答弁をお願いします。

総務専門部会 ただいまの御質問ですが、体育館等について、塩田町の場合は今後進めていくわけですが、名称については愛称をつけるとか、そういうふうなことで間違わないように、現在の嬉野町の体育館と混合しないような名称を考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、特にないということでございますので、報告第38号 新市の施設の名称の取扱いについては専門部会長の報告のとおり御承認いただくということで取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま御承認をいただきましたので、報告第38号については報告どおり御承認をいただいたということで取り扱いをさせていただきたいと思います。

次に、報告第39号 条例、規則等の取扱いについて、総務専門部会長より報告をお願いします。

総務専門部会 8ページをお願いします。

報告第39号

条例、規則等の取扱いについて

嬉野市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行する必要がある

る条例について、別紙のとおり報告する。

平成17年12月2日

嬉野町塩田町合併協議会

会 長 谷 口 太 一 郎

条例、規則等の取扱いにつきましては、ことしの2月9日、第33回の合併協議会の中で、調整内容にありますように、「条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「嬉野町塩田町合併に関する条例、規則等の整備方針」を基本として調整する。」と確認をしております。

また、具体的な調整の方針といたしまして、「合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの」を、いわゆる専決処分ということで、今回9ページから19ページに、合併時、1月1日に市長職務執行者が専決処分をする条例として、全部で151本の条例をここに掲げております。

これにつきましては、現在、嬉野町、塩田町でそれぞれ条例、規則なり規定等を設けておりますが、今回合併することによりまして、これがすべて失効するわけであります。そういうことから、条例の制定につきましては、合併時、即時に制定するものにつきましては、法で定めた必置期間、施設等で市政執行上、空白期間を許されないもの、また、既存の公の施設、財産等の設置、管理に関するもの、新市の組織、またその運営、または職員等の勤務条件に関するもの、こういうものについては空白期間を許されないということで、合併時に条例を制定する必要があります。

また、あわせまして、合併までに統合が困難であり、暫定的に施行させる必要がある条例として、20ページに8本掲げております。

そういうことから、総数で159本の条例を市長の職務執行者によりまして、法で定められている方法によりまして専決処分を行い、公布、施行するということにいたしております。

以上、条例、規則等の取扱いについて報告を終わります。

谷口会長

ただいま報告第39号として、条例、規則等の取扱いについて総務専門部会

長より報告があったところでございます。何か御意見等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

下田委員 塩田の3番下田です。

この条例の番号の124番の下水道の嬉野市農業集落排水処理施設条例関係について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思いますが、下水道につきましては公共下水道と農集排、それから浄化槽というふうなことで事業がなされるわけでございますが、農業集落排水事業につきましては、塩田は実施していきます。その中で、農業集落排水の使用料の収納関係については、どのように専門部会の方で協議をなされておるか、ちょっとお伺いをいたしたいと思っています。

谷口会長 ただいま下田委員さんの方から、農業集落排水事業のことについてお尋ねでございますが、部会の方から説明をお願いします。

暫時休憩をいたします。

< 休 憩 >

谷口会長 それでは、再開いたします。

ただいまの下田委員のお尋ねについて、事務局長の方から答弁いたします。

中島事務局長 ただいまの質問でございますが、徴収方法については、現在塩田町で行っております現行のとおりというふうなことで、条例を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないということでございますが、それでは、報告第39号 条例、規則等の取扱いについては、ただいまの報告どおりで御承認いただくということで取り扱ってよろしゅうございますか。（「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

田口委員 一つだけです。3番の公告式条例、告示板があろうかと思えます。これだけのものを新年度になったすぐに告示するわけですね。そういった場合に、あそこのスペースでは当然足りないと思うわけですけど、そういった部

分についてどのようにお考えなのか、告示する場合の告示の方法をどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

谷口会長 それでは、総務専門部会長より答弁をいたします。

総務専門部会 ただいまの質問で、公告についてはどうされるかということですが、一応、掲示板の方に一覧表を掲示いたしまして、中身の閲覧等につきまして、それぞれ嬉野総合支所、本庁の総務課の方で閲覧できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、確認をさせていただきたいと思います。

報告第39号 条例、規則等の取扱いについては、ただいまの報告どおりで御承認をいただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま御承認をいただきましたので、報告どおりで御承認をいただいたということで取り扱いをいたします。

次に、報告第40号 合併までに調整する事項の調整内容について(第6回)でございますが、各専門部会長より報告をお願いします。

総務専門部会 それでは、協議第39号 行政区の取扱いについて報告をいたします。

22ページをお願いします。

協議第39号 行政区の取扱いにつきましては、1月26日、第32回の合併協議会の中で、調整内容といたしまして、「行政区の名称及び所管区域については、当面、現行のとおりとする。」とし、調整の具体的な内容といたしましては、「駐在員・嘱託員の名称については、合併時に統一する。」ということで確認をいたしております。

両町の内容については、ここに掲げておりますが、調整の内容といたしまして、駐在員・嘱託員の名称については、新市においては行政嘱託員としております。

駐在員・嘱託員の数については、88名としております。

任期につきましては、2年としております。

次に、報酬であります。基本的に算定の内訳の方法が違いますが、2町の現在の報酬の総額を超えないということで調整をいたしております。

内訳といたしまして、基本割については40世帯まで150千円、41から64世帯まで200千円、65から149世帯まで250千円、150世帯以上を300千円とし、配布世帯数割については1世帯当たり2,400円、加入率割として加入率割100%は100千円ですが、100%未満については加入率に1千円を乗じた額の2分の1として調整をいたしております。

なお、この調整内容につきましては、2町の駐在員・嘱託員の代表者の方に説明をいたしまして、合併に伴う制度の改正ということで御了承をいただいております。

以上、行政区の取扱いについて報告をいたします。

谷口会長 続けて、各部会から報告をお願いいたします。

産業経済専門部会 では、続きまして、農業委員に支給する費用弁償及び事務局の体制について報告いたします。

調整内容といたしましては、「委員が、公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。」ということで、これは農業委員会に関する法律第18条に基づいて調整をしております。

続きまして、事務局体制につきましては、まず、本所に農業委員会事務局を置き、事務局長1人、庶務グループ2人。また、支所につきましては農業委員会嬉野事務所として、庶務グループ1人ということで調整をしております。

以上です。

谷口会長 次、お願いします。

産業経済専門部会 それでは、24ページでございます。

使用料、手数料の取扱いについてということでございますけれども、これにつきましては、まず、塩田町研修センターということで、3カ所に施設がございますけれども、これについては調整内容といたしまして、「利用開始時刻及び終了時刻並びに休日等については、現行のとおりとする。」ということ

でございます。

2番目に、塩田町ふれあいセンターというのがございます。これにつきましても調整内容といたしまして、「利用開始時刻及び終了時刻並びに休日等については、現行のとおりとする。」ということでしております。

以上です。

産業経済専門部会 25ページをお願いします。

農林関係の施設として、広川原キャンプ場の調整について報告いたします。「利用開始時刻及び終了時刻並びに休日等については、現行のとおりとする。」というふうに調整をしております。

以上です。

産業経済専門部会 26ページお願いいたします。

志田焼の里博物館につきましてですが、利用開始時刻及び終了時刻並びに休日等についてということで調整を行っておりますが、現在、塩田町にあります志田焼の里博物館の開館時間、休館日等の規定のとおり、現行のとおりということで調整をいたしております。

以上でございます。

教育専門部会 27ページお願いしたいと思います。社会教育関係でございます。

施設の利用開始時刻、それから終了時刻及び休日等の取扱いについての調整をいたしているところでございます。

まず、公民館でございますけれども、公民館の開始時間が兩者違っておりますので、利用開始時間を8時30分から22時までとするということと、休日等の規則がありませんでしたので、12月29日から1月3日までということに調整をいたしました。

資料館でございますけれども、資料館の方は塩田町にしかございませんので、現行のとおりとするということになります。

次に、28ページでございますけれども、野外体育施設ということであります。これは塩田町にはございませんで、嬉野町に3カ所ございます。それで、右の方に書いておりますように調整をいたしているところでございます。

野球場でございますけれども、塩田町の方は北部公園野球場、嬉野町の方

は御幸公園みゆき球場と轟の滝公園野球場がございます。この件につきましても、現行どおりでいきたいということで調整をいたしております。

29ページお願いしたいと思います。

多目的広場でございますけれども、塩田町の方は中央公園多目的広場、嬉野町の方は御幸公園多目的運動広場がございます。これも現行のとおりということで調整をいたしております。

球技場でございますけれども、塩田町にはございませんで、嬉野町の方の球技場一つでございますけれども、これも現行のとおりということでございます。

テニスコートでございますけれども、塩田町の方は中央公園テニスコート、嬉野町の方は御幸公園テニスコート、それから鷹ノ巣公園テニスコートがございます。これも現行のとおりという調整をいたしておるところでございます。

艇庫でございますけれども、B & G海洋クラブ艇庫が塩田町の方にございます。これは嬉野町の方にはありません。これも現行のとおりという調整をいたしているところでございます。

30ページになりますけれども、グラウンドゴルフ場でございます。塩田町はございません。嬉野町の方にございますけれども、これも現行のとおりということでございます。

プールにつきましても、塩田町はございません。嬉野町の方に2カ所ほどあります。これも現行どおりということで調整をいたしているところでございます。

最後ですけれども、クラブハウスにつきましても、嬉野町の方のみゆきクラブハウス、これも現行のとおりということで調整をいたしたところでございます。

以上です。

谷口会長

ただいま報告第40号 合併までに調整する事項の調整内容について（第6回）ということで、各専門部会長より報告があったところでございます。

一括してよろしゅうございますので、何か御意見等ございましたらお願い

します。はい、どうぞ。

山口要委員 12番、嬉野の山口です。

27ページなんですけれども、この休日等における中で、他の施設についてはすべて12月29日から1月3日までという形の休日になっているわけなんですけれども、塩田の歴史民俗資料館については、これだけが現行どおり12月28日から1月4日までになっております。このことについて、12月29日から1月3日までということで御検討なされた経緯がなかったのかどうか、確認をしたいと思います。もしあれでしたら、これについても当然私は12月29日から1月3日までにすべきじゃないかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

谷口会長 ほかに同じ御意見ございませんか。それでは、専門部会から答弁お願いします。

教育専門部会 先ほどの質問に関してでございますが、確かに12月29日から1月3日までと、歴史民俗資料館におきましては12月28日から1月4日というふうなことになっております。

このことにつきましては、検討するにおきまして図書館を併設しております、整理期間といいますか、そして貸し出すときの準備期間等もございまして、現行のとおりというふうに決めさせていただきました。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

福田委員 14番の福田でございます。

22ページの行政区の取扱いについて、お尋ねをしたいと思うわけです。

調整内容は、「行政区の名称並びに所管区域については、当面、現行のとおりとする。」ということですね。「駐在員・嘱託員の名称については、合併ときに統一する。」ということで、行政嘱託員でいくということをうたって、これは私たち嬉野町の三役、塩田町さんの三役で話し合っとなったわけですが、もちろん町の部長、課長さん6人で決めたわけですが、これで話していったわけですが、あとは当局の説明をいただきたいと。

それから、第33回の協議会でも、私、質問をいたしたわけなんです、「当

面、現行のとおりとする。」ということは、あとは総務専門部会と総務分科会にお任せすると、協議すると言われたわけですが、もう秒読みに入ったわけですね。もうすぐ1月1日が来ます。そういうことで、私たちも塩田町の北前委員、前田前委員さんたちとお話し合いして、1日は無理やろうと思うわけです。ですから、これが4月1日になるか、1日になるかですね。どうするか。

それから、塩田町が54区あります。私たち嬉野町が34区で、88名が今度新しい行政嘱託員になるわけですが、この会議が、とてもじゃないないが、1カ所でどうなるかと。

それから、例えば塩田町さんが30世帯以下が5区、40世帯以下が13区、計の18区あるわけなんですよ。その点もどうするかと。嬉野町は40世帯以下が3区あるわけなんですよ。この点をお伺いしたいと思うわけですが、よろしくをお願いします。

谷口会長 ただいま福田委員さんの方からのお尋ねでございますが、総務専門部会の方から答弁をお願いします。

総務専門部会 ただいまの御質問ですが、新市になった場合の行政嘱託員会はどうするかという御質問だったと思いますけれども、やはりこれは新市として一体性を保つため、合同で開催をしていきたいというふうに思っております。

それと、行政嘱託員の行政区が多いということでございますけれども、それぞれ塩田町が54区、嬉野町が34区ということで、現在、合計88区ありますけれども、区の統合というのは難しいと思います。慣習とか、慣行、あるいは部落の財産の問題、あるいは水利関係、水系等がいろいろ違いますので、区の統合というのは難しいと思います。しかし、行政嘱託員の数については、やはり行政コストを下げる観点から、4月1日以降の課題として今後は検討していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

福田委員 今、課題として残しとくとの意見でしたけれども、もう4月1日からこうということで88名でいくわけですが、それも検討する余地はないかとお尋ねし

たわけですけれども、その点はどうされますか。今、水利とかいろいろ言われたばってん、新市も合併したし、行政区も合併していったらどうかということで、塩田の嘱託員さんと私たち駐在員とお話もしよったわけですが、その点はどうなるかということですから、まだそこまでいってらんですね。

谷口会長 それでは、総務専門部会の方から答弁をお願いします。

総務専門部会 ただいまの御質問について、具体的に4月1日から行政区をどういうふうにするのかということについては、まだ協議をいたしておりません。先ほど申しあげましたように、今後の課題ということで検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

下田委員 塩田の3番下田です。

農業委員の費用弁償のことで、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

この調整内容を見れば、「公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。」ということになっておりますが、農業委員会等に関する法律の（委員の報酬等）の中では、「職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。」ということになっておりますので、その点については費用弁償を払わないということですか。その辺は専門部会の方でどういうふうに話し合いをされておるのか。

例えば、議会の方は払ってもよい、払わなくてもよいというようなことで、市町村で決めていっておりますが、払う場合には条例で定めとなっておりますが、農業委員会の方の費用弁償については、恐らく払うことにしなさいというふうなことになるとと思いますが、その点いかがでしょうか、お伺いします。

谷口会長 ただいま下田委員さんからお尋ねでございます。農業委員会の分科会でいいですか――専門部会の方から答弁をお願いします。

産業経済専門部会 お答えいたします。

先ほど調整内容として、費用弁償については支払うということで申し上げ

ましたが、これは県内とか県外へ公務のために出張というのがございます。
そういうときに、庁舎から実費をお支払いするということでございます。汽
車代とか、バス代とかそれぞれありますので、その実費をお支払いするとい
うことです。そういうことでお願いしたいと思います。

谷口会長 いやいや、そうじゃなかった、お尋ねはそうじゃなかったとばってん。費
用弁償の件と報酬との兼ね合いの……。ちょっともう一回お願いします。

下田委員 これは、今言われたとは、例えば出張した場合の費用弁償でしょう。ただ、
委員会とかなんとかしたときの費用弁償は、払わなきゃならないということ
になっとるから、その点は払わないのですかということを知っていますよ。
年間報酬は別に報酬として払っておられますが、会議とかなんとかしたとき
についてどうでしょうかということで、ちょっとお尋ねをしています。

谷口会長 それでは、総務専門部会の方から答弁をいたします。

総務専門部会 ただいま費用弁償の件について御質問が出ておりますけれども、報酬の中
に基本的には含まれているということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

谷口会長 よろしいですか。再度お願いします。

下田委員 そいぎ、その費用弁償は報酬の中に加わっておると。これは別やなかです
か。費用弁償と報酬とは別になっとらんですかね。一緒になっとつとですか。
これは別と思うばってんな……。その辺はどうなるのかね。

谷口会長 よろしいでしょうか。再度答弁をお願いします。

下田委員 結局、報酬については嬉野町に合わせるということになっとるわけでしょ
う。塩田町と嬉野町、ちょっと若干ずれがありますので、金額がちょっと隔
たっておりますので、報酬については嬉野町ということになっておりますが、
費用弁償については大体払わんぎいかんとなっとつとばってん、その辺、農
業委員会の法律では決まっとつと思うですけど、これは払わじもよかとです
かね。

谷口会長 よろしいですか、どうですか。

暫時休憩いたします。

< 休 憩 >

谷口会長 それでは、再開します。

 総務専門部会から答弁をいたします。

総務専門部会 費用弁償の件につきましては、条例上は支払うということになっておりますけれども、ほかの委員との兼ね合いもございまして、財政上、費用弁償につきましては支給しないということで調整をいたしております。そういうことで御了解いただきたいと思います。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、どうぞ。

前田委員 塩田町の9番前田でございます。

 先ほど福田委員さんが質問されたのとちょっと関連いたしますが、22ページの行政嘱託員の任期につきまして、ちょっと総務専門部会の考え方をお聞きしたいと思います。

 任期につきましては、塩田町は1年になっておりまして、嬉野町さんは2年と。そして、この2年ごとに、偶数年にほとんど一斉にやめられるということなんですね。塩田町の場合は、今度の3月31日でやめる嘱託員が約3分の1いるわけですが、この辺についての任期の考え方はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

谷口会長 ただいま前田委員さんの方から、任期のことについてお尋ねでございます。総務専門部会から答弁をいたします。

総務専門部会 嘱託員の現在の塩田町の任期につきましては、条例上は1年となっておりますけれども、実際それぞれ各地区の任期につきましては2年ということでやっております。部落によっては二、三カ所1年というところもあります。そういうことで、合併後は、この調整内容にありますように、2年ということで調整をいたしております。

 以上でございます。

谷口会長 はい、どうぞ。

前田委員 ただいまの件ですけれども、実は嬉野町さんはあと1年任期があるわけですね。そして、どこかで調整をしないと、いつもそういったことになっていく、この辺についてのお考えはどうか。

谷口会長 それでは、総務専門部会から答弁をお願いします。

という形になっているわけであります。

そういう面で、まだ動き出さないとどのような形になるのかわかりませんが、やはり住民サービスの低下、あるいは行政の停滞を招かないような形の中で、ぜひ嘱託職員の配置とか、あるいはその流れによっては専任職員の配置の見直しとかいうことについて、ぜひ合併後検討していただきたいということで要望をしておきたいと思います。答弁要りません。

谷口会長 それでは、今のは御要望ということでございますので、ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、確認をさせていただきたいと思います。

報告第40号 合併までに調整する事項の調整内容について（第6回）は、各専門部会長より報告があったわけですが、報告どおりで御承認いただくということで取り扱いをしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま御承認をいただきましたので、報告どおりで御承認をいただいたということで取り扱いをいたします。

次に、その他の報告事項に移りたいと思いますが、報告事項に入ります前に資料を配付させていただきたいと思います。

〔資料配付〕

資料は参りましたでしょうか。

それでは、その他の報告事項ということで再開したいと思います。

その他の報告事項、住民専門部会長の方からお願いします。

住民専門部会 住民分科会から報告をいたします。住民分科会の会長をしております嬉野町の辻田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議資料31ページ、それと、ただいまお配りいただきました資料をござんいただきたいと思います。

協定項目、使用料、手数料の取扱いにつきましては、第30回1月12日の協議会に提案をいたしまして、第32回1月26日の協議会で確認をいただいたものでございますが、確認をいただきました新市の案の単位と塩田町の単位が

入れかわっておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

また、今回新市の例規を整備するに当たりまして、会議資料の31ページの「１．手数料の状況」「２．住民基本台帳に関するもの」の欄につきまして、今お手元にお配りいたしておりますけれども、住民票の写し及び戸籍の附票の写しにつきましては、当初１枚ということ考えておりましたが、住民票には家族５人までが１枚目に記入できるようになっておりますけれども、６人目以降になりますと２枚ということになりまして、御負担をおかけすることになります。世帯員が多いから高く払わないといけないということになりますので、現行塩田町さんがそういう形になっておりますが、これを嬉野町と同じように、家族が６人以上おられても１件ということで、300円ということで手数料をしていきたいという考えでございます。

また、戸籍の附票につきましては、住所の変更を数多くなされますと、後ろの欄に移行して記載をいたしますが、それでも余白がなくなりますと、後ろの方にページをつけ加えることになります。そういう形になりますと、これがまた何枚となるということで、１枚につき300円ということになりますと御負担をおかけするということで、これも１件につき300円ということで、住民の皆様の御負担を少しでも軽くした方がいいんじゃないかということで、このように訂正をさせていただいたところでございます。

そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

谷口会長

それでは、まず１件ずつ確認をさせていただきたいと思います。

ただいま住民専門部会の方から、31ページの件の訂正ということで説明があったところでございます。何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項で、住民専門部会長の報告にございました件につきましては、報告どおりで御承認いただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま御承認をいただきましたので、報告どおりで承認いただいたということで取り扱いをさせていただきたいと思います。

次に、先ほど配付いたしました住民専門部会の方からの説明をお願いいたします。

住民専門部会 それでは、住民専門部会から報告をさせていただきます。

お手元に2枚の資料が追加で配付されていると思いますけれども、この2枚の資料の中で使っております文言について訂正をいたしましたので、報告させていただきます。

その訂正の内容といたしましては、29回の協議資料の中では、ごみ袋料金の中で、調整の具体的内容として掲げております「もえるごみ袋」については「燃やせるごみ袋」、それと、「もえないごみ袋」については「燃やせないごみ袋」というふうに文言を訂正いたしております。

同じように、第34回の協議資料でお渡しいたしました資料につきましても、収集ごみの種類の中で、調整案として掲げております「もえるごみ」を「燃やせるごみ」、「もえないごみ」を「燃やせないごみ」というふうに訂正をいたしております。

この訂正の趣旨といたしましては、燃えるごみで出されている中にも、紙とか、今度合併後、廃プラスチック、こういったものも新たにリサイクルということで加えてまいりますけれども、燃えるごみの中にもまだまだリサイクルに出せる分が相当入っているということで、この燃えるごみをもう一度よく考えてごみを出していただくという考えのもとに、「燃やせるごみ袋」というふうに訂正をさせていただきました。

この「もえるごみ袋」を「燃やせるごみ袋」に変えたことに伴い、それに対応しまして、「もえないごみ袋」を「燃やせないごみ袋」というふうに訂正をさせていただきました。

以上、報告いたします。

谷口会長 ただいま住民専門部会の方から説明があったところでございます。何かお尋ね等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、特にないようでございますので、ただいまの報告につきまして
は報告どおりで御承認いただくということで取り扱ってよろしゅうございま

すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま御承認をいただきましたので、報告どおりで御承認をいただいたということで取り扱いをさせていただきたいと思います。

次に、協議事項に入りたいと思います。

協議第65号 平成17年度嬉野町塩田町合併協議会会計補正予算（第1回）について、事務局から説明をお願いします。

中島事務局長 33ページをごらんいただきたいと思います。

協議第65号 平成17年度嬉野町塩田町合併協議会会計補正予算（第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,592千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,365千円とするものであります。

今回の補正につきましては、平成16年度の繰越金の歳入の分と、4月から10月までの歳出の執行状況を見ながら、不用額の分について減額をいたしております。

35ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

1歳入でございます。1款の負担金、1項の負担金、1目の負担金、1節の負担金といたしまして、5,478千円の減額をいたしております。説明といたしましては、現在、負担金の前期分といたしまして、嬉野町、塩田町より2分の1の5,477千円を負担していただいております。あと11月、12月、2カ月分の支出の予定を見ますと、繰越金を加えますと予算執行できるというふうなことで、後期分の負担金については減額をいたしております。

35ページの2款の繰越金でございます。1項の繰越金、1目の繰越金、1節の繰越金といたしまして、2,886千円を繰越金として計上しております。説明といたしまして、前年度の繰越金でございます。

36ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳出でございます。1款の事務費、1項の事務費、1目の事務費、11

節の需用費でございます。500千円の減額をしております。内容といたしまして消耗品費の減額でございます。

12節の役務費でございます。200千円の減額をいたしております。内訳といたしまして、通信運搬費の減額でございます。

13節の委託料でございます。418千円の減額をいたしております。内訳といたしまして、議事録作成業務委託料の減額をいたしております。

2 款の事業費でございます。1 項の事業費でございます。1 目の事業費、9 節の旅費でございます。280千円の減額をいたしております。内訳といたしまして、委員旅費を減額いたしております。

11節の需用費でございます。994千円の減額をいたしております。内訳といたしまして、消耗品費の300千円、印刷製本費の694千円を減額いたしております。

14節の使用料及び賃借料でございます。200千円の減額をいたしております。内訳といたしまして、バス借上料でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

谷口会長 ただいま協議第65号といたしまして、平成17年度嬉野町塩田町合併協議会会計補正予算（第1回）について説明があったところでございます。

協議事項でございますので、何かお尋ね等ございましたらお願いしたいと思えます。はい、どうぞ。

山口要委員 12番、嬉野の山口です。

愚問で申しわけないんですけども、36ページの歳出の中で、減額になるのは非常に結構なことではありますけれども、事務費がほぼ予算の半額近くになっているその理由についてだけ、お答えをいただきたいと思います。

谷口会長 事務局、答弁をお願いします。

暫時休憩をいたします。

< 休 憩 >

谷口会長 先ほどの山口委員のお尋ねについて、事務局から答弁をいたします。

中島事務局長 お答えをしたいと思います。

基本的には、協議会の回数の追加がありません。そういったことと

事務費が必要なかったと、節約をしたというふうなことで御理解をしていた
だきたいと思います。

谷口会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないということでございますので、協議第65号につきまして承認をい
ただきたいと思います。

協議第65号につきましては、事務局提案どおりで御承認いただくというこ
とで取り扱ってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま御承認をいただきましたので、協議第65号につきましては事務局
提案どおりで御承認をいただいたということで確認をさせていただきます。

協議事項につきましては、以上でございます。

まず、事務局からその他について説明をお願いします。

中島事務局長 次回の会議開催日程についてでございます。

次回につきましては、平成17年12月21日水曜日、午後2時から塩田町公民
館で開催をいたします。

以上でございます。

谷口会長 ただいま次回の開催についての説明があったところでございます。委員の
皆さんから、その他ということで何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

中島事務局長 事務局の方から、あと1件よかですか。

谷口会長 それでは、もう1点、事務局からその他で報告をお願いいたします。

中島事務局長 総務省の告示について、お知らせをいたしたいと思います。

皆さん方も御存じかと思いますが、市、町の廃置分合につきましては、11
月4日の官報によりまして、総務省告示第1,259号として告示がされておしま
すので、報告をいたしたいと思います。

以上です。

谷口会長 事務局から以上でございますが、再度委員さんから何かございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日第40回の協議会を開催いたしましたところ、長時間御熱心に御討議いただきまして、ありがとうございました。いよいよあと1回で最終の協議会になる予定でございます。年末大変お忙しいと思いますけれども、ますますの御協力をお願い申し上げまして、本日の協議会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでございました。